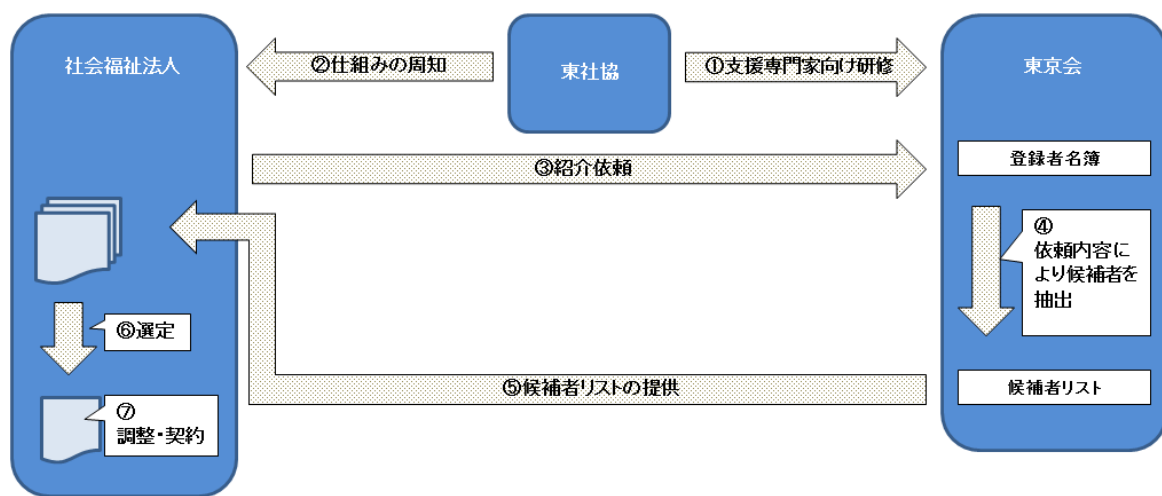


<公認会計士紹介制度について>

東京会業務部では東京都福祉保健局及び東京都社会福祉協議会との連携により、東京都福祉保健局が実施する会計監査人非設置の社会福祉法人に対する専門家を活用した支援事業の一環として、社会福祉法人に対する公認会計士紹介制度を導入いたします。

紹介制度の概要は以下の図の通りです。

公認会計士紹介までの流れ



※登録者名簿登録の要件

下記(1)～(3)を満たすことが、当名簿への登録要件となります。

- (1) 「①支援専門家向け研修」を受講していること
- (2) 社会保障部会の会員であること（未入会の場合は同部会入会申込書を提出すること）
- (3) 「社会福祉法人制度対応支援公認会計士名簿登載申込書（以下、登載申込書）」を提出すること
なお登載申込書と社会保障部会入会申込書は、研修会当日、配布資料とともにお渡しいたします。

※「①支援専門家向け研修」について

平成 29 年 7 月 26 日開催予定（平成 29 年 8 月以降、適宜東京会においての研修会を開催する予定です。なお研修会の内容はいずれも同じ内容となります。）

※「④依頼内容により候補者を抽出」について

研修会当日に配布いたします「登載申込書」を基に依頼内容と合致する方を複数名「候補者リスト」に記載し依頼者にお知らせいたします。

※「⑦調整・契約」について

依頼者（社会福祉法人）と会員個人において調整の上、ご契約いただきます。